

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定によって、
次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、広島地域事務所長から報告があった。

平成二十年六月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

（名 氏 名 称）	主たる事務所又は 事業所の所在地	取 消 年 月 日
株式会社万代屋	尾道市門田町一〇番三三号	平成二〇年二月二九日
ミササ石油株式会社	広島市西区三篠町三丁目六番三号	平成二〇年四月三〇日